

「芸能実演家らの過労自死の実態」

日本エンターテイナーライツ協会（E R A）共同代表理事

レイ法律事務所代表弁護士・芸能法務研究者

佐藤 大和

第1 はじめに

報告者は、俳優、アイドル、芸人、アーティストなど芸能人（以下「芸能実演家ら」という。）の権利問題を主に扱い、研究をしている弁護士で、これまで多くの芸能実演家らから法律相談を受け、訴訟も担当している者である。芸能実演家らの過重労働を原因とする自死は、年々増えているにもかかわらず、「芸術、芸能、文化」等という言葉で隠れ蓑にし、長年に亘り放置されてきた非常に深刻な問題である。

本報告では、芸能実演家らの過重労働（便宜的に「労働」という言葉を使用しているが、必ずしも「労働者」を前提しているわけではない。以下、同様とする。）、過労自死の実態について、法律の観点から網羅的に報告をしたい。

第2 契約背景**1 契約実態**

まず、日本の芸能実演家らの多くは、基本的に芸能事務所（以下、「音楽事務所」も含む。）との間において、「専属マネジメント契約」を締結し、芸能活動をしている。そして、芸能事務所を通じて、テレビ局等との間で「出演契約」を締結することが多い。もっとも、最近では、芸能事務所に所属せず、テレビ局や代理店等の間で出演契約を直接締結する芸能実演家らも増えている。

そして、芸能実演家らの役務提供実態とは関係なく、芸能実演家らは、「労働者」としてではなく、「個人事業主（フリーランス）」という立場で、芸能事務所並びにテレビ局及び代理店等と契約を締結することを余儀なくされている。そのため、芸能実演家らは、芸能事務所から、労働法令の適用を前提とする扱いを受けていない¹。

その結果として、芸能実演家らは、労働法令の保護を受けることができず、個人事業主の「働き方」を保護することを目的とした法律もないことから、過労自死の原因となる働き方を強いられている事例が少なくない。また、未成年の芸能実演家らにいたっては、早朝や深夜の活動、又は長時間による活動等を強いられ、海外からは「奴隷契約」と揶揄されることもある。

2 契約内容

上述のとおり、芸能実演家らは、芸能事務所やテレビ局等との間において、マネジメント契約や出演契約等を締結している。しかし、そもそも契約書が作成されていないか、契約書が作成されていてもその内容が芸能実演家らにとって著しく不利益な契約条項になっていることが非常に多い。

具体的には、

¹ 芸能実演家らの活動実態によっては、「労働者」と認定される場合もある（東京地判平成28・3・31 判タ 1438 号 164 頁等を参照）。

- ①著作権、著作隣接権、肖像権・パブリシティ権など、芸能実演家らに係る権利が、適切な対価も支払われずに芸能事務所に帰属する条項²
 - ②役務提供等に対して十分な対価（出演料や二次使用料等）を得られないようになっている条項
 - ③解除権が芸能事務所のみ認められ、芸能実演家らのみに重い義務が課せられている条項
 - ④契約解除後の競業禁止条項、芸名使用禁止の条項など活動を制限する条項
- といった芸能実演家らにとって著しく不利益な契約条項が多い。

ところで、上述のような契約内容を是正するために、芸能実演家らが芸能事務所側と適切に交渉をすれば解決するという指摘を受けることがある。しかし、芸能実演家らと芸能事務所との間には、大きな交渉力の差などが存在し、是正することが非常に困難であるという実態がある（これは長年に亘りこの問題が放置されてきたことから想像に難くないだろう。）。

また、事業者間の取引について規制する法律として、経済法・競争法がある。しかし、これらの法律をマネジメント契約や出演契約に適用することには種々の問題が存在する。内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省は、令和3年3月26日付けで「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を公表し、フリーランスに独占禁止法が適用されることに触れているが、これには「優越的地位の濫用の濫用」という批判もあり、マネジメント契約や出演契約に対して、独占禁止法や下請法を適用することは簡単ではない³。

3 小括

以上のとおり、芸能実演家らは、

- ①その働き方については、契約実態として、労働者として扱われていないことから、労働法令の保護も受けることができず、また個人事業主の働き方を保護する法律もない。
- ②その契約内容については、芸能実演家らにとって著しく不利益な契約条項が多く、経済法・競争法が適用されにくい。

という実態があり、このような契約背景が芸能実演家らの過労自死に繋がる過重労働の温床の大きな一つになっている。

第3 契約以外における過重自死の要因

1 報酬の不安定さ、安全衛生、メンタルケア及びハラスメント

芸能実演家らの報酬は、非常に不安定になっている。報酬が不安定になっている理由

² 肖像権・パブリシティ権は、人格権に基づくものであるため、本来、芸能事務所には帰属するものではない（令和2・7・10東京高等裁判所令和元年（ラ）第2075号）。

³ 実際に、報告者は、公正取引委員会に対して独占禁止法違反になることを報告したところ、1年以上を経て、独占禁止法違反にならないと通知を受けている。なお、その内容については明らかにされなかった。

としては、

①報酬請求権（二次使用料も含む。）が適切に確保されていない

ア 契約書がないため、報酬請求権が曖昧になっている

イ 契約書で報酬請求権が芸能事務所に譲渡されている

②重層下請構造になっている

③透明性もなく適正な報酬が支払われない仕組みになっている

などがあると考えられる。なお、③については、芸能実演家らとの間における契約書において、芸能事務所に発生した経費を控除した利益の何割という定め方がされている。これは、一見して公平な定め方がされているように思えるが、これは芸能事務所側の経営努力（経費削減）の怠慢を芸能実演家らに押し付け、芸能実演家らの報酬を著しく低下させている要因になっている（経費を控除されることによって無報酬になることも少なくない）。

また、撮影現場等では、芸能実演家らの安全衛生に配慮することへの意識は高くなく、医師等によるストレスチェックも行われておらず、性被害や様々なハラスメントも多く発生している。これらの各問題の詳細は、森崎めぐみ氏の「芸能従事者の安全衛生と労働過重性の実態」の報告書において詳しく報告がされているため、ご参照いただきたい。

2 インターネット上の問題

（1）誹謗中傷

昨年の令和 2 年には芸能実演家らの自死が相次いだが、この背景には芸能実演家らに対する SNS における誹謗中傷問題がある。

もっとも、この問題は単純に SNS における誹謗中傷問題だけに帰着するものではない。すなわち、SNS における誹謗中傷が起きる背景には、テレビの情報番組や週刊誌等による芸能実演家らの名誉毀損、プライバシー侵害や、誹謗中傷を煽る放送や記事が横行している事実があり、SNS 上の表現を規制することのみでは解決しない問題である。

（2）芸能実演家らの性的画像問題

現在、インターネット上では、芸能実演家らの性的画像や動画が横行し、芸能実演家らの名誉が著しく侵害され続けている。すなわち、芸能実演家らの画像や動画を性的な目的で掲載したり、画像や動画に加工し、拡散したりする行為が問題になっている。

3 私生活におけるリフレッシュ問題

過労自死を防ぐためには、私生活における睡眠時間の確保や心身のリフレッシュ時間をいかに確保するかも非常に重要である。労働者であれば、「勤務間インターバル制度」の導入について企業の努力義務が謳われている。

しかしながら、芸能実演家らの私生活では、

①私生活において、台本等を覚え、歌唱や演技の練習をしなければならない

②芸能事務所の指示等により、SNS 等の更新をしなければならない

③私生活の行動が著しく制限され、外出も簡単ではない

という問題がある。特に、③については、ファンによるストーカー行為も問題であるが、週刊誌等による私生活上の盗撮行為や付きまとい行為等が平然と行われ、最近では、芸能実演家らの家族写真を平然と盗撮し、それを雑誌等に掲載する行為も社会問題になりつつある。このように、本来であれば、私生活において、心身のリフレッシュが必要であるにもかかわらず、芸能やメディア業界では、このような状況が漫然と放置され続けているため、芸能実演家らにとって十分にリフレッシュができない環境になっており、芸能実演家らの過重労働に繋がっている。

第4 立法・行政・司法の各問題

1 立法における問題

上述のとおり、そもそも、芸能実演家らの「働き方」も「取引」も保護するための法律が明らかに不十分である。現在、法律の隙間が生じており、芸能実演家らがその被害者となり、その結果として、芸能実演家らの過労自死を引き起こしている。

報告者としては、芸能実演家ら問題は、経済法・競争法、労働法令、知的財産法、契約法等が重なっている分野であり、そこに業界構造の問題、報道等の問題もあることから、芸能実演家らの権利を保護するために、これらを一体的に解決するための立法が必要であると考えます。

2 行政における問題

また、行政はガイドラインを公表したが、その内容は基本的には従来の考えを踏襲しているに過ぎず、実効性にも乏しい。仮にガイドラインを生かし、芸能実演家らを保護するためには、周知が必要であるが、その周知すらあまりされていないように思われる。

3 司法における問題

そして、芸能実演家らは、そのイメージにより顧客を誘引していることから、芸能実演家らが裁判を提起すること自体が、広告主との関係において、ネガティブに捉えられ、大きなハードルになっている。また、司法自体の問題として、司法は基本的に保守的であることから、時代変化に対応できず、従来の価値観を変更することができず、芸能実演家らの保護に積極的ではない面があることを否めない。

第5 さいごに

以上のとおり、芸能実演家らの過労自死に関しては、非常に多くの問題が内在していることもあり、長年に亘り放置されてきている。しかし、ここ数年、芸能実演家らの自死が社会問題化している中、直ちに実態を調査し、芸能実演家らを保護するための立法も含めて、多角的に解決をしていかなければならない問題であることは明らかである。

森崎めぐみ氏の報告のとおり、日本の芸能実演家らに対する保護は、海外のそれと比べて、その差が広がる一方であり、このような状況が芸能実演家らの自死を招き、そして日本のエンターテインメントを停滞化させている大きな要因になっていると考える。

以上